

岡崎アスリート支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 岡崎市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍する選手・チーム（以下「岡崎アスリート」という。）を発掘し、地域ぐるみで支え応援する岡崎アスリート支援事業の一環として、大会での活躍を称えるとともに、本市のスポーツ振興及び競技者の継続的な意欲向上を図るため、国際大会や全国大会に出場する者に対し交付する岡崎市アスリート支援金（以下、「支援金」という。）について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 市内在住（住所を有する）、在勤、在学、市内指定障がい者支援施設等に入所する者で、次条に定める大会に出場した選手を交付対象者とする。

(対象大会)

第3条 交付対象となる大会は、次の各項に定めるものとする。

2 全国大会とは、以下の大会をいう。

- (1) 国及び全国を統括するスポーツ団体並びに公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟中央競技団体が主催する大会
- (2) 国及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会並びに日本パラリンピック委員会（JPC）加盟競技団体が主催する大会

3 国際大会とは、以下の大会をいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス
- (2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会
- (3) 国、日本オリンピック委員会（JOC）及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する世界選手権大会
- (4) 国、日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会が選手を派遣する世界選手権大会
- (5) ユニバーシアード世界大会
- (6) 世界を統括する団体が主催する大会又は同等の大会

(交付金額)

第4条 交付金額は、別表(1)(2)のとおりとする。

2 各個人及びチームが複数の交付対象となる全国大会等に出場する場合には、その都度申請できるものとする。ただし、ツアー形式やリーグ形式等の大会については、全体を通じて一つの大会とみなすこととする。また、一つの大会において複数の部門に出場した場合や、個人戦と団体戦の両方に出場した場合も同様とする。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を交付しない。

- (1) 予選会、記録会、選考会又は大会運営側からの推薦等を経ずに出場した場合、若しくは参加標準記録等の基準がない大会に出場した場合（ただし、障がい者の大会等はこの限りではない。）
- (2) 親善大会及び交流大会へ出場した場合（ただし、予選会等を経て出場した場合はこの限りでない。）
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会について、岡崎市又は岡崎市教育委員会から補助金、賞賜金を受けている場合
- (4) オンライン、バーチャル等で開催される大会に出場した場合

(申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、対象大会最終日からその30日後までの期間に「岡崎アスリート支援金申請書」（別記様式）を次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象大会の開催要項
- (2) 出場を証明できるもの（対象大会の結果が記載された書類又は大会プログラム等）
- (3) 第5条第1項第1号に該当しないことが証明できるもの（予選会等の結果表、賞状、推薦状、標準記録を満たすことが分かる記録表等）
- (4) 口座振替申出書（別記様式）または受領委任状（別記様式）

2 支援金の申請は、出場した選手又は所属チーム等の指導、管理、監督、運営等を担う者（以下「所属チーム等の責任者」という。）が行うものとし、出場した者が未成年の場合は、保護者又は所属チーム等の責任者が行うものとする。ただし、それらの者が申請できない場合は、チーム関係者が代理で申請を行うことができるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の交付を決定した交付対象者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。交付決定者が未成年の場合は、保護者に交付するものとする。ただし、受領委任状（別記様式）を提出する場合は、委任された者に支援金を交付することができる。

(返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日より施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に終了する大会については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 健常者

対 象		金 額
オリンピック サッカーワールドカップ ラグビーワールドカップ		1人 50,000円
アジア競技大会 各競技別世界選手権大会又はこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	3,000円
	団体	3,000円×人数分

(2) 障がい者

対 象		金 額
パラリンピック デフリンピック スペシャルオリンピックス		1人 50,000円
アジアパラ競技大会 各競技別世界選手権大会及びこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会	個人	10,000円

(予選会・記録会のある交流大会等を含む)	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	3,000円
	団体	3,000円×人数分